

平成29年8月28日

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）

梶山 弘志 様

墨田区長

山 本 亨

「東京23区の大学の新增設及び定員抑制」に対する要望

墨田区では、地域のさらなる発展と教育・文化面での向上を図ることが重要と考え、平成20年11月に「墨田区立学校統合跡地の利用に関する基本方針」を改定するとともに、「学校跡地の利用に関する実施計画」を策定しました。この中で、学校教育法に定める大学等の教育機関を学校跡地に誘致することとし、これまで、地域住民や区議会と連携・協力し、墨田区を挙げて大学誘致活動に取り組んできました。

23区の中で唯一大学・短期大学等のキャンパスが設置されていない本区にとって、大学誘致は、大学の有する知識・技術を活用した産学官連携、中小企業の国際競争力の向上、産業の活性化、ここに働く産業人の学び直し（リカレント教育）、生涯学習の場の提供、大学との協働による防犯・防災活動や地域イベントなどの地域コミュニティの活性化、観光振興への寄与など、まちづくりに欠かせないものです。

さらには、身近に大学があることは、子どもたちが自分たちの将来を見据え、思い描きながら勉学を行う環境づくりにも役立ち、学習意欲の向上にもつながると考えています。

ところが、このたび公表された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、学生の過度の東京への集中を是正するための方策の一つとして、「東京における大学の新增設の抑制」が打ち出され、東京23区内にある大学の定員増を2018年度以降は認めないとする等の大学設置に関する告示の改正案が公表されました。

特定地域への大学の立地や定員増を制限することは、大学の立地を前提とした自治体の自律的なまちづくりや地域創生の取組を大きく阻害するものです。

以上のことから、「東京23区の大学の新增設及び定員抑制」の実施に反対し、下記のとおり要望します。

記

- 1 特定地域への大学の立地や構成を制限することは、国の将来を担う若年層の進路選択の機会を狭め、交流を通じた多様化の機会を奪うものであることから、大学の自主性を尊重するとともに、東京23区においても新たな大学・学部等の新增設等を認めること。
- 2 特に少子高齢社会を見据えた医療・介護や待機児童の解消等に必要な専門分野の人材育成、国際化に対応した観光振興、商店街の活性化や産業振興、防災まちづくり等において、地域をキャンパスとした教育・研究活動を通じて協力が期待される大学・学部等の新增設等については、抑制しないこと。
- 3 大学の立地を前提とした自治体のまちづくり施策として、現時点ですでに計画されており、大学と調整している案件については、特に配慮すること。

平成29年8月28日

文部科学大臣

林 芳正 様

墨田区長

山 本 亨

「東京23区の大学の新增設及び定員抑制」に対する要望

墨田区では、地域のさらなる発展と教育・文化面での向上を図ることが重要と考え、平成20年11月に「墨田区立学校統合跡地の利用に関する基本方針」を改定するとともに、「学校跡地の利用に関する実施計画」を策定しました。この中で、学校教育法に定める大学等の教育機関を学校跡地に誘致することとし、これまで、地域住民や区議会と連携・協力し、墨田区を挙げて大学誘致活動に取り組んできました。

23区の中で唯一大学・短期大学等のキャンパスが設置されていない本区にとって、大学誘致は、大学の有する知識・技術を活用した産学官連携、中小企業の国際競争力の向上、産業の活性化、ここに働く産業人の学び直し（リカレント教育）、生涯学習の場の提供、大学との協働による防犯・防災活動や地域イベントなどの地域コミュニティの活性化、観光振興への寄与など、まちづくりに欠かせないものです。

さらには、身近に大学があることは、子どもたちが自分たちの将来を見据え、思い描きながら勉学を行う環境づくりにも役立ち、学習意欲の向上にもつながると考えています。

ところが、このたび公表された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、学生の過度の東京への集中を是正するための方策の一つとして、「東京における大学の新增設の抑制」が打ち出され、東京23区内にある大学の定員増を2018年度以降は認めないとする等の大学設置に関する告示の改正案が公表されました。

特定地域への大学の立地や定員増を制限することは、大学の立地を前提とした自治体の自律的なまちづくりや地域創生の取組を大きく阻害するものです。

以上のことから、「東京23区の大学の新增設及び定員抑制」の実施に反対し、下記のとおり要望します。

記

- 1 特定地域への大学の立地や構成を制限することは、国の将来を担う若年層の進路選択の機会を狭め、交流を通じた多様化の機会を奪うものであることから、大学の自主性を尊重するとともに、東京23区においても新たな大学・学部等の新增設等を認めること。
- 2 特に少子高齢社会を見据えた医療・介護や待機児童の解消等に必要な専門分野の人材育成、国際化に対応した観光振興、商店街の活性化や産業振興、防災まちづくり等において、地域をキャンパスとした教育・研究活動を通じて協力が期待される大学・学部等の新增設等については、抑制しないこと。
- 3 大学の立地を前提とした自治体のまちづくり施策として、現時点ですでに計画されており、大学と調整している案件については、特に配慮すること。